

ウズベキスタン人材
現地視察ツアー
募集要項

2025 年 7 月

独立行政法人国際協力機構

筑波センター

1. 概要

近年、我が国では人口減少や高齢化進行に伴い地域経済を支える人手不足が深刻化する一方、現在の外国人材の送り出し国は、ベトナム、フィリピン、インドネシア等の一部の国々に集中しています。これらの国の中では、一人当たり所得の向上や国内の就業機会の拡大等により、人材確保が困難になりつつある国もあることから、人材の送り出し国の多様化が求められています。

ウズベキスタンは中央アジア地域最大の人口（3,570 万人）を有する一方、一人当たり GDP は 3,113 米ドルと依然として低い水準にとどまっています（[ウズベキスタン基礎データ | 外務省 \(mofa.go.jp\)](#)）。

ウズベキスタンと日本の両国政府の人材交流に対する期待は高く、2019 年 1 月に技能実習制度にかかる覚書、同年 12 月に特定技能制度の覚書を締結しています。2024 年 6 月時点での日本国内の在留ウズベキスタン人は 6,962 人（在留外国人統計。内、技能人 1,119 人、特定技能 65 人、技能実習 304 人）であり、現時点で日本国内でのウズベキスタン人材に対する認知度は高くないものの、今後の環境の変化や取組みによっては同国からの人材受入ニーズが拡大する可能性があります。なお、現在、同国で実施される特定技能試験の職種は、農業、介護、建設、ビルクリーニング、自動車運送業の 5 職種です¹。

JICA は 2024 年 3 月より「日本での就労機会を通じた産業人材育成プロジェクト（通称：GROW プロジェクト）」を開始し、ウズベキスタン人材の日本での適正な就労の促進を図り、人材の環流を通じて、同国の産業開発に寄与することとしています。

JICA 筑波は茨城県と栃木県を所管しており、本年 2 月には JICA 筑波において、GROW プロジェクトと連携して「ウズベキスタン人材セミナー」をハイブリッド形式で開催し、約 90 名の方にご参加いただき、多くの方々から好評をいただきました。

以上を踏まえて、茨城県、栃木県の皆様向けに、実際にウズベキスタンを訪問頂き、現地の人材に加えて、政府・教育機関等による人材送出しや育成の取組について知って頂くことで、ウズベキスタン人材のポテンシャルや本邦企業による雇用の可能性について検討する機会として頂けましたら幸いです。

是非、積極的なご応募をお待ちしております。

¹ 2026 年より外食も実施の見込み。

2. 本現地視察ツアーの対象領域

(1) ウズベキスタン国人材の活用とともに、同国の人材育成にもつながる取組を行う事業等

(2) ウズベキスタン国人材の受入促進にあたって、JICA との連携が期待できる自治体・関連団体等による取組み

3. スケジュール

(1) 構成:10 名程度の参加者を想定(現地では JICA 関係者が同行します)

(2) 行程:2025 年 11 月 24 日(月・祝)から 28 日(金)までの 4 泊 5 日間(現地滞在期間)

想定される主な視察・面談内容は次のとおりです。

- ① JICA ウズベキスタン事務所でのブリーフィング
- ② ウズベキスタン政府関連省庁・機関への訪問、意見交換
- ③ 職業訓練・送出機関への訪問・視察、意見交換
- ④ 現地企業、教育機関、日本人材開発センター等への訪問・視察、意見交換

<行程イメージ> ※訪問先等は調整中

日	行程	備考
11 月 24 日(月・祝)	・移動(本邦～タシケント)	タシケント泊
11 月 25 日(火)	・JICA ウズベキスタン事務所訪問、ブリーフィング ・対外移民庁、GROW プロジェクト訪問 ・現地人材との交流会	タシケント泊
11 月 26 日(水)	・職業訓練センター視察 ・送出機関訪問 ・サマルカンドへ移動	サマルカンド泊
11 月 27 日(木)	・高等教育機関／日本語学校訪問 ・市内視察 ・タシケントへ移動	タシケント泊
11 月 28 日(金)	・現地企業／教育機関訪問 ・日本人材開発センター視察 ・移動(タシケント発)	機内泊

4. 参加費用及び手配分担

(1) JICA が負担する費用

- ① 現地での宿泊費(11月24日から28日まで。JICAにてホテルを手配、宿泊費を負担いたします。宿泊費以外のホテル費用は参加者に負担頂きます)、ウズベキスタン国内の本現地視察ツアーの移動にかかる経費

(2) 参加者にご負担いただく費用(上記4.(1)以外の費用、以下は主要な例)

※尚、参加者ご自身でご手配頂きます。

- ① 航空賃(ツアー開始日に間に合うように出発到着地：日本国内⇄現地までの往復航空券をご自身で手配頂きます)
- ② 日本国内会議出席に係る費用(事前説明会はオンライン開催。ツアー後の報告会など物理的に集合する場合を想定)
- ③ 居住地⇄出発到着地(日本国内の空港)の日本国内移動に係る費用
- ④ 旅券申請経費及び旅券申請に必要な書類等(戸籍抄本、写真等)の取得経費
- ⑤ 海外旅行保険の加入経費
- ⑥ 現地での食費等

【留意事項】

- ・本ツアーは現地集合・現地解散です。集合場所までの往復移動手段(航空券・タクシー等)、飲食代、海外旅行保険等は参加者各自での手配・費用負担をお願いいたします。
- ・航空券等の手配は、参加確定の連絡を受けてから開始ください。
- ・集合場所は、タシケント市内ホテル(後日決定次第案内)を予定しています。

5. ご応募いただける団体・企業の方

以下すべての条件を満たす団体・企業所属の方を参加対象とさせていただきます。

(1) 茨城・栃木県内の企業または企業を支援する機関(自治体含む)に勤務する方であること。

(2) (1)の応募条件に加え、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年6月4日規程(総)第25号)に基づく反社会的勢力に該当しない企業・団体であること。

(3) 渡航前事前説明会(オンライン予定)、現地視察の全行程、帰国後の振返り会合に参加可能であること。

(4) ウズベキスタンの事情(道路状況や衛生環境等)を勘案した上で、全行程に参加可能な健康状態であること。

(5) ウズベキスタンの人材送出し等に関する質問票への回答に協力頂けること。

(6) プログラム参加の意欲・熱意・協調性があること。

(7) ツアー参加に際して海外旅行保険に加入頂くこと(JICAにて推奨される保険を紹介可能)。

(8) 本現地視察ツアーの主旨及び「4. 参加費用及び手配分担」をご理解の上で、費用のご負担と、渡航に係るご準備をご自身で手配頂けること。

6. 応募および実施までの流れ

(1) 応募方法

本募集要項内容をご確認の上、参加申込フォームよりお申込みください。

参加申込フォームリンク：[ウズベキスタン人材現地視察ツアー参加申込フォーム](#)

応募期限：2025 年 9 月 22 日(月)18 時(日本時間)まで

(2) 応募時の留意事項

原則 1 社から 1～2 名の応募とさせていただきます。

(3) 選考について

選考結果は 2025 年 9 月末までにご応募いただいた方にお知らせする予定です。選考は参加申込フォームに記載していただく以下の内容を基に厳正かつ公正に行います。なお、選考結果の理由等についてのお問合せには応じられませんことをご了承ください。

① 会社概要

② 本現地視察ツアー参加者情報

③ 本現地視察ツアーへの応募の理由

④ (企業等の場合) ウズベキスタン人材の受入れを想定しているビジネス内容

⑤ (自治体・関連団体等の場合) ウズベキスタン人材受入れについて、JICA との連携促進に向けて検討している内容

⑥ 本現地視察ツアーで希望する視察内容・訪問先等(ご要望に沿えかねる場合もありますことをご了承ください)

⑦ 本現地視察ツアーへの応募のきっかけ

⑧ 本募集要項の記載内容に係る同意書

(4) 全体スケジュール

-7 月下旬：参加者募集開始

-9 月 22 日(月)：応募締切

-9 月末：参加企業等決定

-10 月中旬頃：現地視察ツアーに向けた手続き及び事前説明会

-11 月 24 日(月祝)～11 月 28 日(金)視察団派遣

-12 月中下旬：振返り会合(オンラインもしくはハイブリッド形式を想定)

7. 申込先／問い合わせ先

To: JICA 筑波連携推進課代表アドレス (tbictpp@jica.go.jp)

Cc: 担当アドレス (Takasaka.Muneo@jica.go.jp、Hatano.Makoto@jica.go.jp)

8. その他

(1) 調査団参加者の不正行為防止について

調査団参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程(平成16年規程(人)第28号)に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。また、不正競争防止法では、OECD(経済協力開発機構)の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、調査団参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 外国公務員等に対して調査団参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本調査の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に抵触しないよう留意すること。

(2) 個人情報の扱いについて

- ① 応募書類に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し、取り扱います。
- ② 応募書類に含まれる個人情報等は、本現地視察ツアーの審査、派遣決定後の手配の目的にのみ使用します。
- ③ 応募書類は、JICAが本現地視察ツアーを運営する以外の目的では一切使用いたしません。

以 上